

## 市税などの納付に関してのお願い

皆さんに納めていただいている市税などは、住みよい街づくりを推進するための貴重な自主財源となっています。納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。

### 納期内納付をお願いします

令和5年度の市税などの納期限は、下表のとおりです。

#### 令和5年度 市税などの納期限一覧

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
5月1日(月)		第1期		
5月31日(水)			全期	
6月30日(金)	第1期			
7月31日(月)		第2期		第1期
8月31日(木)	第2期			第2期
10月2日(月)		第3期		第3期
10月31日(火)	第3期			第4期
11月30日(木)				第5期
12月25日(月)		第4期		第6期
令和6年 1月31日(水)	第4期			第7期
2月29日(木)				第8期

### 納期限までに納付が確認できない場合

法律の定めにより督促状を発送するとともに、自動音声による電話催告を行っています。また、納期限までに納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金が発生します。

納期限までに納付できない特別な事情が生じた場合には、収支のわかる書類、またはその他必要と思われる書類をお持ちのうえ、納税課で個別に

納税相談をしてください。

### 口座振替なら納め忘れがなくて安心です

指定された口座から自動的に引き落とされるため、納付に出向く手間もなく、納め忘れもないので安心です。

申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### ページによるオンラインやATMでの納付

ページ対応の金融機関でインターネットバンキングやATMを利用して納付することができます。

### 市指定の金融機関やコンビニでの納付

各種納付方法や納付場所について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 納税の猶予制度

災害や病気などの影響により、すぐに納税することが困難な場合は、納税の猶予制度を利用できる場合があります。

### 滞納した場合の対応

市税などを滞納すると、無財産の場合や生活の窮迫が著しい場合を除き、法律の定めにより、次のような処分を行います。

- ・給与などの照会、差し押さえ
- ・預貯金などの調査、差し押さえ
- ・動産・不動産の調査、差し押さえ
- ・捜索・公売など
- ・国民健康保険税滞納者への対応

国民健康保険税を滞納した場合は、通常よりも有効期限の短い「短期被保険者証」の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者証に代えて「被保険者資格証明書」の交付が行われます。

### 納税課

☎ 443-1115



## QRコードを利用した電子納付が始まりました

4月より納付書に印字されたQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、市税の納付ができるようになりました。

### 利用可能な対象税目

- 市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割) ○国民健康保険税

※介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書は使用できません。

### クレジットカードでの納付

クレジットカード納付は「F-REGI(エフレジ)公金払い」から「地方税お支払サイト」に変わりました。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料は令和5年3月31日をもってクレジットカード納付が利用できなくなりましたので、その他の納付方法で納付をお願いします。

### スマートフォン決済アプリでの納付

スマートフォン決済アプリや、コンビニエンスストア用バーコードを読み取り納付する方法のほかに、地方税統一QRコードを読み取り納付する方法を追加します。利用されるスマートフォン決済アプリが、バーコードとQRコードで異なりますので、市ホームページでご確認ください。

コンビニエンスストア用バーコードの対応サービスは、LINE Pay・PayPay・PayBに加え、4月よりd払い・au PAYが利用できます。

### 全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付

地方税統一QRコードが印字されている納付書について、八街市の指定金融機関・収納代理金融機関以外の「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」でも納付ができます。詳しくは、eLTA Xのホームページでご確認ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 納税課

☎ 443-1115



## 令和4年度の地下水水質検査結果

市では、地下水の水質を把握するため、市内60カ所(北部地区)の井戸を対象に飲用井戸検査基本項目(11項目)および水道法水質基準抜粋項目を実施しました。検査結果は下表のとおりです。

飲用井戸検査では、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸が全体の36.7%にあたる22カ所で、また、亜硝酸態窒素の単独項目で基準値を超えた井戸が2カ所検出されました。これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が主な原因と考えられており、当市のような農業地域に多くみられます。大半は自然由来と考えられますが、配管やタンクのさび、井戸水の滞留などが原因として推測されるものもあります。

水質検査で基準値を超えた井戸水を飲用するにあたっては、検出された成分により煮沸または滅菌器・浄水器を設置するなどの対策が必要になると考えられます。

本市では、基準値を超えた井戸所有者の方へ、文書による飲用指導を実施しております。地下水は、私たちの生活にとって限りある貴重な財産です。一人一人が大切に使用しましょう。

### 環境課 ☎ 443-1406

#### 一般飲料水水質検査で基準値を超えた検査項目

検査項目	基準値	基準値を超えた井戸の数
一般細菌	100個/ml以下	1カ所
大腸菌	検出されないこと	1カ所
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	2カ所
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/l以下	22カ所
臭気	異常で無いこと	4カ所
色度	5度以下	0カ所
マンガン	0.05mg/l以下	0カ所
鉄	0.3mg/l以下	0カ所
ヒ素	0.01mg/l以下	2カ所
カルシウム・マグネシウムなど(硬度)	300mg/l以下	1カ所